

# 新法－私たちはどこまで来たか

## 1. <私たち＝オルタナティブ教育・市民> 側面 × <政治・政局> 側面

年	2008	2009	2011	2012		2013	2014
市民	東京シュレ 『教育多様化への 提言』	フリネット 『フリースクールか らの政策提言』	フリネット 「オルタナティブ教 育法骨子案」	“オルタナティブ教 育法”を実現する 会結成 多様な学びの場がネ ットワーク	多様な学び保障法 を実現する会に変更  教育機関法から学習権 保障を明確に	各地での学習会開催  東京、大阪、埼玉、神奈川、 長野、長崎…	オルタナティブな学び の実践交流・研究の 始動・深化へ
政治・政局	自民党政権		民主党政権			自民党政権	
	フリースクール環境整備推進議員連盟 結成					解散	???
	ロビー活動など			新法議連準備		いじめ防止法	

## 2. オルタナティブな（多様な）学びの実践交流・研究から ～新しい普通教育の創造に向けて～

**憲法・教育基本法では** = 普通教育を受けさせる義務（義務教育） → 学校・学習指導要領だけでなく多様であってよいはず

**普通教育とは** （実現する会 1 周年 汐見稔幸共同代表講演 ホームページにアップ中）

- “特定の目標”にそった教育ではなく、人間として、この世の中（市民社会）で生きていく際に、誰が必要とする素養、知識、態度などを教育する  
「共通の教育“common education”」「普遍的な教育“universal education”」「一般的な教育“general education”」を含み込んだような意味
- 市民になるためにまず人間としての豊かさ、感ずるものを感じ、人の悲しみに悲しむ、一緒にやるべきときに協働できるような、そういう人間としての基礎力というものをしっかり育てていく人間の教育のこと。市民教育・市民社会とセットになっているもの（ルソー『エミール』をふまえて）

オルタナティブな学びの出会い → 実践交流・研究 → “新しい普通教育”を創造していきたい

- ① 学びの主体は学習者（子ども） → 子どもの自己決定、参加・参画が重要 大人は子どもと学びをつくる（支援）関係の重要
  - ② 子どもは学習権（基本的人権として）を持っている → 学ばない子ども、学んでいない子どもはいないという理解 大人は権利保障する義務・責任
- 学びの場 → 子ども観、学びの方法・内容、スタッフ、組織・運営などが、①②の上に成り立っていること、その仕組みの上に運営されることが大事ではないか → 法案に反映